亀山市告示第38号

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月25日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱(平成30年亀山市告示第92号)の 一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正部分」という。)及 び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分(以下「改正後部分」という。)に ついては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該 改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

(2) 改正後部分に対応する改正部分か仔任しないとさは、当該改正後部分を加える。							
改正後	改正前						
(定義)	(定義)						
第2条 この告示において、次の各号に	第2条 この告示において、次の各号に						
掲げる用語の意義は、当該各号に定め	掲げる用語の意義は、当該各号に定め						
るところによる。	るところによる。						
[(1) 略]	[(1) 略]						
(2) 指定区域 亀山市立地適正化計画	(2) 指定区域 亀山市立地適正化計画						
に定める <u>居住誘導区域</u> をいう。	に定める <u>都市機能誘導区域</u> をいう。						
(補助対象経費)	(補助対象経費)						

第6条 補助金の交付対象となる経費( 以下「補助対象経費」という。)は、 補助対象事業に係る空き店舗等の改装 工事(市の他の補助金等の交付の対象

第6条 補助金の交付対象となる経費( 以下「補助対象経費」という。)は、 補助対象事業に係る空き店舗等の改装 工事(市の他の補助金等の交付の対象 となるものを除く。)に要した費用\_( 当該改装工事の期間中に生じた当該空 き店舗等(当該空き店舗等の利用者の 利用に供する駐車場を含む。以下この 項において同じ。)の賃借料を含む。) のうち事業の用に供する部分に係る次 に掲げるもの\_(消費税及び地方消費税 に相当する額を除く。)とする。

[(1)~(3) 略]

(4)補助金の交付の決定を受けた日の 属する月の翌月分から改装工事が完 了した日の属する月分までの空き店 舗等の賃借料(業務使用割合に応じ て算出される賃借料とする。ただし、 敷金、礼金、共益費等の賃借料に付 随する経費を除く。)

(5) [略]

2 前項の規定にかかわらず、事業の用に供する部分と事業の用に供する部分 以外の部分が明確に区別することができない場合は、その改装費の全額を補助対象経費から除くものとする。 となるものを除く。) に要した費用の うち事業の用に供する部分に係る次に 掲げるものとする。

[ $(1) \sim (3)$  略]

[号を加える。]

(4) [略]

2 前項の規定にかかわらず、事業の用に供する部分と事業の用に供する部分 以外の部分が明確に区別することができない場合は、その<u>工事費</u>の全額を補助対象経費から除くものとする。

備考表中の「一」の記載は注記である。

様式第1号中

交付申請額

円

	ſ <b>—</b>		T						
		で付申請額					円		
		改装費	補助対象工事見	L 積金額	1				
	糸	賃借料	賃貸借契約年月	月	年	月	月日		
を	星星			+	②月額		円 に改め	に改める。	
					③期間	-			
	訂				(年月分から				
			 合計 (①+④)		④総額 (2×3)		<u>円</u> 円 ,		
							1 1		
		Γ			変更前		変更後		
-			補助対象事業	 費				-	
桂	美式貧	第3号中	補助金交付申記	吉安百				を	
			·	H 112					
			事業内容						
Г.									
'	変更前				変更後				
							)マコムット マ		
							に改める。		
Ĺ							]		
「1 店舗所在地及び連絡先									
梫	美式貧	第4号中	2 工事完了年月	目目	を				
				<del>le</del> der					
			3 補助対象工	上租					
Γ [	店舎	浦の所在地	<b>亀山市</b>						
-		改装費	工事完了年月			年	月 日		
		以衣貝	補助対象工事		(1)	+	円		
	経典	賃借料	実績額	F/1	②月額		円	に、	
	費内				③期間		か月		
	訳						月分まで)		
	H/ <b>\</b>		<u> </u>		<b>④総額</b> (	2×3)	円 円		
			合計 (①+④)				円	]	

- 「(3)賃借料に係る領収書又は支払を証
- 「(3) その他市長が必要と認めるもの」を (4) その他市長が必要と認めるもの

明する書類の写しに改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。